

一橋大学法科大学院の思ひで

裁判官 関根規夫

- I はじめに
- II 担当講義の内容や感想
- III 若干の要望
- IV おわりに

I はじめに

私は、実務家派遣教員として、平成25年4月から平成29年3月まで4年間にわたり、一橋大学法科大学院（以下「一橋」という。）に派遣され、主に民事裁判基礎Ⅰ・同Ⅱを担当した。現在は、勤務庁（仙台地方裁判所）で多くの修習生と接する立場にあるほか、ロースクール出身の若手法曹と仕事をする機会も多い。これまでの経験をふまえて、一橋における民事系実務教育についての感想等を若干述べたい。

II 担当講義の内容や感想

1 法科大学院における民事裁判実務基礎教育においては、①要件事実の確実な理解とそれに基づく主張整理の実践、②事実認定の考え方の基礎の習得、③訴訟手続運営論の理解が重要であり、その3本柱の習得を法科大学院修了時までの目標に掲げて講義を行った。

まず、民事裁判基礎Ⅰ（以下「基礎Ⅰ」という。）では、典型的な紛争類型ごとに要件事実の基礎的理解を深めるための講義を行った。

次に、民事裁判基礎Ⅱ（以下「基礎Ⅱ」という。）では、基礎Ⅰでの履修内容を踏まえた要件事実の応用的理解、当事者の言い分を利用した主張整理作業の実践、事実認定の考え方の基礎的理解、民事事件記録の読み方や、訴訟手続運営の実務的理解の習得に向けた講義を行った。

2 一橋のように、既修生の2年後期から3年修了時まで、全クラスの学生全員と接し、場合によっては、司法試験合格発表後も多くの学生の成長を見届ける機会のある法科大学院は全国でも少ない。そこで感じたことは、成績が伸びる時期は人それぞれだということである。地道に学習する未修生（法学部以外出身）が3年後期以降に飛躍的に成績を伸ばす例に少なからず接している。逆に、基礎Ⅰの講義開始前に要件事実の定番本を既に読んでいる学生の中には、もう聞いたことがあるという余裕からだろうか、基礎Ⅰで行う要件事実の実務的思考方法の習得を怠り、基礎Ⅱで伸び悩む傾向が若干あった。

3 次に、私が一橋において基礎Ⅰ・基礎Ⅱの講義を行うにあたって意識した点を述べる(裏を返せば、こうした点を意識して学習するのがよいということかもしれない)。

ア 条文の確認からスタートする民事実体法の理解と、訴訟法の基本原理の確認を前提として、要件事実の基礎を説き起こす。

イ 初学者段階で、記憶しておくべき基本的約束事の範囲を明確に示す(上記アと矛盾するようではあるが、実務家として思考し、争点整理のツールとして要件事実を利用していく上での基本的所作部分(習い事の『型』のような核となる部分)は早い段階で説明を受けた上で覚え込んでしまうのがよい。例えば、「貸し付けた」「基づく登記」「○月○日は経過した」「○月○日当時所有していた」などの表現がある)。

ウ 小テスト形式でごく簡単にアウトプットの訓練をする(一度実際に手を使う訓練の機会を設ければ、あとは学生各自の自習に任せても困ることはなかった)。

エ 基本的な紛争類型別に、紛争の実情(発生頻度、重要性等)にも配慮した解説をする。

オ 2学年(後期)の基礎Ⅰで一応基礎を習得したとして、3学年(通年)の基礎Ⅱの講義で、前期は、主として事例問題を使用して、要件事実の応用問題を検討する。この段階で、要件事実、実体法の理解と訴訟手続法の理解の上で成り立つ道具であること、単純な暗記では対応できないことをもう一度痛感してもらう。後期は、実践編として、模擬事件記録教材の中で要件事実を検討する。これにより、少なくとも3回は要件事実について反復学習する機会を提供する(加えて、あくまでも修了生向けの任意企画ではあるが、合格後の勉強会に参加することで、司法修習開始前に合計4回は要件事実関連の学習ができるシステムとしていた。なお、要件事実関連の学習について、裁判官出身の実務家教員が、基礎レベルから応用レベルまで、これだけの反復学習の機会を提供する法科大学院は、全国的にみて極めて少ないのが現状である)。

カ 事実認定論の基礎の解説には最低1コマ分以上の講義を割り当てる。その際には、簡単な事例の検討を行う(とりわけ、書証の認否の仕方、二段の推定の理解については確実性を強く求めた)。

キ 裁判官派遣教員は、所属する裁判所での裁判実務を担当しつつ講義を担当するので、日々のホットな実務的出来事を支障のない範囲で講義等で話題にし、そこに含まれる問題点等を語ることで、法科大学院での日々の学習がいかに関務にリンクするのかを実感してもらう。

4 司法試験に合格して修習生となっても、一橋出身の修習生の評判は全般的によいと聞いているし、実際の経験上もそのとおりである(決して教え子らに甘い評価をしているわけではありません)。司法研修所で概ね求められる要件事実教育の基礎は十二分にカバーできているといえよう。

Ⅲ 若干の要望

前派遣教員という立場での要望をいくつか述べたい。

1 民事実体法の学者教員とのコラボ企画の開催

実務家は担当する具体的紛争の解決という視点からの思考を優先する傾向がないとはいえない。そこで、学者の学問的体系的視点からの意見は貴重である。具体的事例を素材にして議論を行い、学生らにも参加してもらう機会を設けることでより厚みのある有益な教育ができると思われる。カリキュラム上難しい問題があろうが、2回程度であっても行われるとすれば、それ以降の学者教員の講義、実務家教員の講義の双方にプラスになるのではないかとと思われる。

2 学生の学習姿勢

要件事実の基礎部分の講義は、「民事実体法の理解、訴訟法の基礎的理解から説き起こし、かみ砕いて説明する」ことになる。その関係で、安易にまとまったレジュメ等で暗記すると、(基礎Ⅰのレベルであればそれに対応できるだろうが)基礎Ⅱの応用編で、ひいては修習生になって以降の問題研究の課題等で対応できない学生が出てくる。「基礎Ⅰの講義の半分まではかなり簡単だと考えて、なめてかかるとあとが大変になるよ。」と、講義の中でよく話した。残念ながら、そうした楽をしようとする学生が皆無というわけではない。

3 自主ゼミの活用

また、自主ゼミ等で各種民事実務系参考書に取り組み、積極的に質問にくるグループも減る傾向にある。各学年の規模や学習環境からして、これを活用できてきたのが、一橋の強みであったと思われるので、いささか残念ではある。もちろんその種のゼミを組まずとも計画的に学習し優秀な成績をあげて修習生となっている学生もいることは事実である。各人の性格や、学生生活で親しくしているメンバーの構成にもよるのかもしれないが、応用的題材を使って学生らであれこれ考えた経験は、後日実務家法曹になって生きてくることは間違いないと思われる(実務では、それまで見たことも考えたこともない事案に直面することがある。裁判官であれば、そうした事案について合議等の場で多面的に議論することはよくあるし、裁判官でなくとも、同僚等の中で議論することは少なくない)。

Ⅳ おわりに

あれこれ述べたが、法科大学院を取り巻く厳しい現状の中で、一橋での教育を受けた修習生らが、実務家サイドで高く評価されていることは間違いないところである。今後のさらなる発展に期待したい。